

<p>会議説明</p> <p>教育総務課長</p> <p>教育総務課長</p>	<p>本日の会議に先立ち、委員の皆様にお諮りいたします。</p> <p>委員長及び委員長職務代行者の任期が、去る5月29日をもって満了いたしましたので、現在不在になっております。</p> <p>本日の教育委員会臨時会開会後に行われる委員長の選挙により、委員長が選出されるまでの間、委員の中から臨時委員長を選出していただきたいと思いをします。</p> <p>臨時委員長の選出につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めがございませんので、地方自治法第107条に規定されております議会における臨時議長の規定を準用いたし、出席委員の最年長者にお願いしたいと思いをしますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、本日の出席委員の最年長者であります伊東委員に臨時の委員長をお願いします。</p>
<p>開 会</p> <p>臨時委員長</p>	<p>臨時委員長に選出されましたので、委員長選出までの間、委員長の職務を行います。</p> <p>出席委員が定足数に達しておりますので、平成22年第5回大崎市教育委員会臨時会は成立いたしました。</p> <p>これから会議を開きます。</p>
<p>大崎市教育委員会委員長の選挙について</p> <p>臨時委員長</p> <p>教育総務課長</p> <p>臨時委員長</p>	<p>本日は議事に先立ち、5月29日をもって任期満了になりました大崎市教育委員会委員長の選挙を行います。</p> <p>委員長及び委員長職務代行者の任期が5月29日で満了になりましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定に基づき、委員長の選挙を行う必要がございます。</p> <p>つきましては、人事案件でありますので、教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会とすることのお取り計らいをお願いいたします。</p> <p>ただいま、事務局から大崎市教育委員会委員長の選挙について、教育委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、秘密会とすることについての発議がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長の選挙については、秘密会とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

<p>臨時委員長</p> <p>臨時委員長</p>	<p>ご異議なしと認め、委員長の選挙については秘密会といたします。 教育次長及び教育総務課長を除き、そのほかの方々のご退室願います。 暫時、休憩します。</p> <p>(教育次長及び教育総務課長を除き退室)</p> <p>会議を再開します。 大崎市教育委員会委員長選挙の結果、伊東委員が委員長に当選いたしました。 この場に伊東委員がおられますので、委員長当選の告知をいたします。</p>
<p>委員長職務代行者の指定</p> <p>委員長</p> <p>教育総務課長</p> <p>委員長</p> <p>委員長</p> <p>委員長</p> <p>委員長</p>	<p>次に、委員長職務代行者の指定を行います。</p> <p>委員長職務代行者の任期につきましても5月29日で満了になりましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、委員長職務代行者の指定を行う必要がございます。 つきましては、この件につきましても人事案件でありますので、教育委員会会議規則第5条第1項の規定により秘密会とすることのお取り計らいをお願いいたします。</p> <p>ただいま、事務局から委員長職務代行者の指定について、教育委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、秘密会とすることについての発議がありました。 お諮りいたします。 委員長職務代行者の指定については、秘密会とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なし認め、委員長職務代行者の指定については秘密会といたします。 教育次長及び教育総務課長を除き、そのほかの方々のご退室願います。 暫時、休憩します。</p> <p>(教育次長及び教育総務課長を除き退室)</p> <p>会議を再開します。 協議の結果、小高委員を大崎市教育委員会委員長職務代行者に指定することに決定いたしました。</p>

議 事	
委 員 長	<p>次に、本日の議題を上程いたします。 議案第26号 大崎市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。 教育総務課長より説明願います。</p>
教育総務課長	<p>大崎市教育委員会教育長の任命についてご説明申し上げます。 教育委員会教育長につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項に、委員長を除く委員のうちから教育委員会が任命すると規定されております。 教育長任命に伴う選出の方法につきましては、大崎市教育委員会では、これまで指名推薦の方法によって行ってきておりますので、ご参考にしていただければと思います。</p>
委 員 長	<p>ただいま説明がありましたが、教育長の任命については、慣例により指名推薦の方法で実施したいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
委 員 長	<p>それでは、指名推薦により実施することに決定いたします。 どなたかご推薦をお願いします。</p>
小 高 委 員	<p>矢内委員を推薦します。</p>
委 員 長	<p>ただいま、小高委員より矢内委員を教育長に推薦する発言がございました。 教育長を選任するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、推薦された委員は議事に参与することができませんので、会議場から一時退席をお願いします。 暫時休憩します。</p> <p>(矢内委員が退室)</p>
委 員 長	<p>会議を再開します。 休憩前に矢内委員を教育長に推薦する旨の発言がありました。 お諮りいたします。 矢内委員を大崎市教育委員会教育長に任命することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
委 員 長	<p>ご異議なしと認め、矢内委員を大崎市教育委員会教育長に任命することに決定いたします。 暫時休憩します。</p>

<p>委 員 長</p> <p>委 員 長</p> <p>委 員 長</p> <p>教 育 長</p>	<p>(矢内委員が入室)</p> <p>会議を再開します。 議案第 2 6 号 大崎市教育委員会教育長の任命について審議した結果、 矢内委員を大崎市教育委員会教育長に任命することに決定いたしました。 矢内委員がこの場におられますので、教育長の辞令を交付します。 準備が整うまでの間、暫時休憩いたします。</p> <p>会議を再開します。 辞令を交付します。</p> <p>(辞令交付)</p> <p>矢内委員に、教育長就任の挨拶をお願いします。</p> <p>(教育長就任の挨拶)</p>
<p>会議録署名委員の指名</p> <p>委 員 長</p>	<p>本日の会議録署名委員を指名いたします。 小高委員をお願いいたします。</p>
<p>その他</p> <p>委 員 長</p> <p>委 員 長</p> <p>委 員 長</p> <p>事 務 局</p> <p>委 員 長</p>	<p>次に、その他に入りますが、席次番号の指定を行います。 慣例により、委員長が席次を指定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、委員長が席次を指定します。 1 番 伊東委員，2 番 小高委員，3 番 高橋委員，4 番 戸島委員， 5 番 矢内委員とします。 次に、委員の方々から何かございますか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>事務局から何かございますか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>ないようですので、その他を終了します。 以上で、本日の会議を終了します。</p>

閉 会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 総務担当 主幹兼係長 三浦 利之

上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

委員 長

署名委員